参加 無料

第77期司法修習生壮行会

受験生·LS生·78期修習予定者も大歓迎!

要申汐

2025.2.18(火)

学習会 18:00-19:30

【アクセスはこちら↓】

少年事件の実務

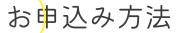
終了後懇親会あり

場所

横浜法律事務所

【JR 関内駅】南口より 徒歩7分 【地下鉄 関内駅】1番出口より 徒歩5分

【みなとみらい線 日本大通り駅】1番出口より 徒歩4分



①氏名、②メールアドレス、③zoom参加か現 地参加か、④修習生の方は修習期&修習地、学 生の方は学校名&学年、それ以外の方は属性等 (会社勤めで予備試験合格など) を明記の上、 以下のメールアドレスまでお申込みください。



osaki@yokohamalawoffice.com 弁護士大﨑茉耶 (横浜法律事務所) 045-662-2226

申込み・〆切り 2/12(水)17時



講師

太田伊早子弁護士

横浜法律事務所所属 62期

弁護士登録以来、少年事件をコンスタントに 取り扱い、特に「重大事件」と言われる、故意 の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件 の否認事件を比較的多く担当してきました(そ のなかには、非行事実なしと認定されたケー ス、逆送をされなかったケース、55条移送さ れたケースがあります)。

少年事件は、成人の刑事事件とは異なる弁護 士の動きが、迅速性をもって求められる専門性 の高い分野となっています。また、少年と年齢 が近い若手弁護士だからこそベテラン弁護士に はできない活躍ができるという醍醐味がありま